

総情郵第 112 号
平成 21 年 6 月 8 日

郵便事業株式会社
代表取締役会長 北村 憲雄 殿

総務大臣 鳩山 邦夫 印



郵便事業株式会社法第 13 条第 1 項に基づく報告の徴求について

心身障害者用低料第三種郵便制度の不適正利用については、本年 5 月 19 日に貴社本社等が大阪地検の家宅捜査を受けたばかりではなく、貴社の社員 2 名が郵便法第 84 条違反の容疑で逮捕される事態となった。

本日、逮捕された社員の拘留期限を迎えるところとなるが、大阪地検は、「逮捕者 2 名について、略式起訴を行い、同日付けで略式命令を決定した」旨の報道発表を行ったところである。本日の一連の事態は、国民利用者にご心配をおかけするとともに、郵便事業に対する信頼を著しく失墜するところである。

今回の事案は、昨年 12 月の監督上の命令を発出する前に発生したものであるとは言え、報道されている内容からは、本年 3 月に貴社が既に講じた再発防止策の十分性について、貴社も含め、当省においても再検証を行い、必要な追加的な再発防止策を講じることが必要であると判断しているところである。

以上から、郵便事業株式会社法第 13 条第 1 項に基づき、以下の事項について、昨年 12 月に発出した報告徴求の報告期限（本年 6 月末）までに報告を求める。

- 本年 3 月に報告を受けた再発防止対策の定着状況と評価について
- 今回の事件を踏まえた追加対策の検討状況について